



神奈川県

消防設備会報

第28号 平成25年1月



横浜大さん橋と「飛鳥II」

財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023
横浜市中区山下町1シルクセンター4F
TEL 045-201-1908
FAX 045-212-0971
<http://www.02-ksk.or.jp>

消防設備会報 1月号 目次

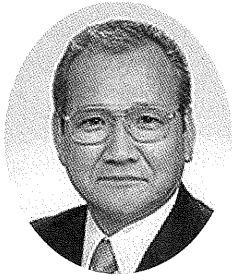
新年のあいさつ	
(財)神奈川県消防設備安全協会理事長	西津 英二…………… 1
神奈川県安全防災局長	蛭名喜代作…………… 2
神奈川県消防長会会長	福井昭久…………… 3
受章・表彰の榮譽に輝いた方々……………	4
特報 財団法人から一般財団法人神奈川県消防設備安全協会へ……………	5
寄稿・消防機関から	
防火管理制度の見直しについて	
鎌倉市消防本部 予防課長 佐藤孝之……………	7
寄稿・業界通信	
平成25年度消防施行令等改正に基づく屋内消火栓関連の改正内容について	
株式会社 横井製作所 開発部 渡部健治……………	9
平成24年度各種講習会の結果概要 (中間)……………	11
かながわ防災フェアへの参加……………	14
消防設備点検資格者 本講習 (資格取得) 受講案内……………	15
寄稿・点検現場からの報告	
点検推進指導員の立会いを受けて	
医療法人 中村会 介護老人保健施設 あさひな	
事務長 鬮目昌敏……………	18
点検が終了したら全国共通ラベルの貼付を!!……………	19
防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内……………	20
消防機関別防火セイフティマーク頒布状況……………	24
通知・通達等 (平成24年7月以降)……………	25
(財)日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧表……………	26
新規会員のご紹介……………	27
事務局だより あとがき……………	27

表紙：横浜港大さん橋と「飛鳥Ⅱ」

飛鳥Ⅱは、全長241m、全幅29.6m、総トン数約51,000GT 客室数436室の豪華客船です。世界1周や日本1周、ワンナイトクルーズまで多種多様なクルーズをおこなっています。

また「横浜港大さん橋国際客船ターミナル」は「にっぽん丸」、「ふじ丸」、「ばしふいっくびいなす」など3万トンクラスまでの客船は4隻、「飛鳥Ⅱ」、「サファイア・プリンセス」などそれ以上のクラスの客船は2隻の同時着岸が可能な世界に誇れる国際港です。

(写真提供：(公社)神奈川県観光協会)



新年のあいさつ

財団法人 神奈川県消防設備安全協会
理事長 西津 英二

当協会の業務運営につきましては、会員の皆様、そして行政機関、関係団体の皆様にひとかたならぬご支援と、ご指導、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

東日本大震災後の復興の槌音が聞こえてこないのは、目的外の使用がなされていたからだと明らかにになり、現実の生活再建の筋道をたどることが、一筋縄ではいかないことが明らかになった1年でした。現在もなお、生活を破壊され、苦悩の闇の中におられる皆様方に対し、心よりお悔やみ申し上げます。

翻って私達消防設備業界においても、昨年は大きな動きがございました。保守点検委託業務において、横浜市が「最低制限価格を導入」し、神奈川県においては、「労働関係法規遵守調査」を実施することとなりました。その結果、昨年の横浜市の保守点検委託業務の落札価格は、23年度の3倍となりました。そのような結果もさることながら、横浜市当局の、財政局契約第二課・建築局保全推進課・消防局査察課合同で、「消防用設備等点検保守業務委託の適正な履行確認」に取り組まれていることは、適正な保守点検の推進のために大変喜ばしいことでもあります。

そのような行政当局の動きにも拘らず、表示登録会員の皆様の当初の動きは、はかばかしいものではございませんでした。しかし、昨年末に、適正な消防用設備の維持管理の印である全国共通デザイン点検済票の、協同組合による一括交付申請に新しい申し出がございましたことは、私共の協会にとって、大きな進展でございました。

当協会の目的である、地域社会における火災の予防のための消防用設備等の適正な設置・維持管理の推進という原点を徹底し、起きないかもしれない火災に対して、利益重視の誘惑に惑わされることなく、経営者としての良心を今こそ発揮し、業界全体の向上に資するようお願い申し上げます。

景気動向が、相変わらず不明瞭ななか、行政機関に対しての要望が実を結んだことは、適正な業界活動の普及のための第1歩になるものであると確信しております。

いかなる業界であろうとも、社会の中で経済活動を発展させてゆくには、業界としての公正な競争が不可欠であり、なにより、各業者一社一社のコンプライアンスに基づいた活動が必要です。

本年は、法人改革の仕上げの年であり4月には、新法人として衣替えを予定しております。新法人のスタートとともに、業界活動の繁栄をめざして、引き続きさらに会員の皆様と、今迄以上に手を携えて、発展させてゆく決意でございます。



新年のあいさつ

神奈川県安全防災局長

蛭名 喜代作

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

財団法人神奈川県消防設備安全協会及び会員の皆様におかれましては、平素から、消防設備に係る技術指導や各種の普及啓発事業に御尽力くださり深く敬意を表します。また、本県の火災予防行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、一昨年(2011年)の3月の東日本大震災からの復旧、復興も道半ばの昨年にも、竜巻、記録的豪雨、台風などの自然災害が相次いで発生し、住民生活や社会基盤に大きな被害をもたらしました。

また、山口県と兵庫県での工場での爆発火災、福山市のホテル火災、中央自動車道のトンネル天井崩落など、本来、安全が確保されるべき施設において、人命が失われる重大な事故が後を絶ちません。

本県においても、東海地震や首都直下地震の発生の切迫性が指摘されており、さらに、近年の都市化の進展や地球温暖化の影響により、災害が大規模化、複雑化しております。

本県としても、「神奈川県地域防災計画」及び「神奈川県石油コンビナート等防災計画」を修正し、防災体制の充実強化に努めているところです。さらに、県の地震防災対策の継続性を確保するとともに、県民や事業者の「自助」、「共助」による主体的な取組の重要性が再認識されたことから「神奈川県地震災害対策推進条例」の制定に取り組み、この4月から施行される予定です。

このような中で、貴協会は、消防設備士や消防設備点検資格者等の育成とその資質向上を図るため、各種講習会を積極的に実施するとともに、防火管理者資格取得講習を実施し、防火対象物の安全を守る重要な役割を担う防火管理者の育成に取り組まれるなど、県民が安心して生活できる環境づくりに、大きく貢献されているところであります。

県といたしましても、市町村消防本部や貴協会を始めとする関係機関と連携し、「県民の安全・安心の確保」に向けて、消防防災行政の一層の推進を目指し取組んでまいりますので、今後とも、貴協会の皆様からお力添えをいただけますよう、お願い申し上げます。

結びに、財団法人神奈川県消防設備安全協会のますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝を心から祈念申し上げまして、新年のごあいさつといたします。



新年のあいさつ

神奈川県消防長会会長（川崎市消防局長）

福井 昭久

平成25年の輝かしい新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

貴協会の皆様には、平素から消防行政の推進に格別な御支援と御協力を賜り、神奈川県消防長会を代表し厚くお礼申し上げます。

また、消防設備等に係る技術指導をはじめ、防火安全思想の普及・啓発、点検済表示制度の推進など、様々な事業をとおして地域の防火・防災に御尽力され、県民の安全安心のため腐心されておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、昨年の災害状況を振り返ってみますと、国内外で多くの自然災害が多発をいたしました。国外では、8月に発生したフィリピン沖を震源としたマグニチュード7.6の地震、記憶に新しい中南米のグアテマラ地震をはじめ、イタリアでの大雨被害などが発生しました。また、国内におきましても、5月に茨城県で発生した竜巻災害、7月には九州地方における豪雨被害など様々な自然災害が発生いたしました。さらには、山口県で発生した工場火災、広島県福山市で発生したホテル火災、新潟県南魚沼市でのトンネル爆発災害、そして大変痛ましいことに兵庫県姫路市で発生した工場火災により消防職員が殉職するなど、多くの尊い人命と財産を失い、改めて自然災害等の猛威を痛感させられたところです。

特に、地震災害は、我々消防機関に対して多くの課題を提起し、県下でも首都直下を震源とする大規模地震や東海・東南海・南海地震の連動地震、或いは県内で新たに発見された断層を震源とする地震の発生が切迫しているとされておりまして、早急な大規模地震災害対策や津波災害対策が求められているところであります。

私どもは、こうした災害の実態をきちんと踏まえながら、本年も県内消防本部が連携して、消防の広域化への対応をはじめ、消防・救急無線のデジタル化の推進、救急医療体制の充実や住宅用火災警報器の設置促進など諸施策を積極的に推進してまいり所存でございます。

取り分け、雑居ビル等における違反是正の徹底など防火安全対策の推進や住宅用火災警報器の設置促進には、消防・防災全般にわたり事業を展開されております貴協会の皆様方の協力が不可欠でございます。

どうか今後とも、県民の安全、安心の確保の為、より一層のお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、本年が災害のない平穏な一年でありますことと、貴協会の限りない御発展を心から祈念申し上げます。新年のあいさつとさせていただきます。

受章・表彰の榮譽に輝いた方々

旭日双光章受章

内 藤 幸 一 様 株式会社電成社 代表取締役

平成16年5月19日～平成19年5月27日 副理事長

平成19年5月28日～平成21年5月28日 理事長



消防庁長官表彰

清 水 廣 司 様 株式会社清水商工 代表取締役

財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰

大 井 達 様	相模設備工業株式会社	代表取締役
古 賀 章 様	共和興業株式会社	常務取締役
佐 藤 昭 雄 様	タチバナ防災電設株式会社	代表取締役
海老沢 豊 様	JFE 東日本ジーエス株式会社	建築・設備工事部長

表彰式

日時 平成24年11月5日（月） 午後3時30分～

場所 明治記念館

表彰式当日は、秋晴れに恵まれ、受賞者の皆さん、消防庁幹部、安全センター、来賓など多数出席の元、盛大に挙行されました。

式は、安全センター襲田理事長の式辞の後、消防設備保守関係者表彰受賞者等に賞状・記念品が授与されました。又、受賞者に対して全国消防長会会長から祝辞がのべられました。

午後5時からは国会議員の方々も参加して、祝賀式が行なわれました。



表彰式会場にて

(写真は左から) 大井達様 佐藤昭雄様 清水廣司様
西津英二理事長 古賀章様 海老沢豊様

特報

財団法人から一般財団法人神奈川県消防設備安全協会へ

1 一般財団法人移行申請が決議

平成24年11月30日開催の平成24年度第3回理事会において「現在の財団法人神奈川県消防設備安全協会を、平成25年3月31日をもって解散し、新たに一般財団法人神奈川県消防設備安全協会を平成25年4月1日設立のうえ移行するため、神奈川県知事に移行認可を申請することについて」決議されました。

2 新法人の新評議員について

平成24年10月19日開催の一般財団法人神奈川県消防設備安全協会評議員選考委員会（議長・荻本孝久神奈川大学教授、委員・加藤孝明東京大学准教授、清水廣司評議員、座喜味正裕監事、秋月総一郎事務局員）において理事会より推薦された評議員候補者について審議し、以下の方々が新評議員に選任されました。

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会の評議員

番号	区分	氏名	所属	所属役職
1	消防機関	岡田 康裕	神奈川県消防長会 横浜市	予防部長
2	消防機関	佐藤 文隆	神奈川県消防長会 川崎市	予防部長
3	消防機関	早川 哲志	神奈川県消防長会 相模原市	参事兼予防課長
4	消防機関	佐藤 孝之	神奈川県消防長会 三浦半島 鎌倉市	予防課長
5	消防機関	伊藤 文雄	神奈川県消防長会 湘南 藤沢市	参事兼予防課長
6	消防機関	長谷川幹雄	神奈川県消防長会 県西 小田原市	予防課長
7	消防機関	荻山 保	神奈川県消防長会 県央 厚木市	予防課長
8	消防設備・機器	一宮 英雄	相模原市防災設備協同組合	代表理事
9	消防設備・機器	木内 忠	横浜市防災機器販売協同組合	代表理事
10	消防設備・機器	工藤 修	川崎市消防設備協同組合	代表理事
11	消防設備・機器	清水 廣司	株式会社清水商工	代表取締役
12	消防設備・機器	武富 卓男	清新防災株式会社	代表取締役
13	消防設備・機器	一寸木 彰	大東綜合防災株式会社	代表取締役
14	消防設備・機器	野村 明弘	株式会社渡辺武商店湘南支店	支店長
15	電気設備	青 博孝	神奈川県電気工事工業組合	副理事長
16	電気設備	松田 茂	(社)神奈川県電業協会	常任理事
17	管工事・空調	森川 純臣	神奈川県管工事協同組合連合会	専務理事
18	管工事・空調	大橋 康弘	(社)神奈川県空調衛生工業会	専務理事
19	防火対象物関係者	栗田 敏彦	一般社団法人神奈川県高齢者施設協議会	会長
20	防火対象物関係者	横井 俊郎	大和市立上和田小学校	教頭

神奈川県 消防設備会報

21	防火対象物関係者	細谷 享市	(社)神奈川県経営者協会防災委員会	次長
22	防火対象物関係者	倉田 雅史	一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会	副会長
23	関連団体	石井 忠	公益社団法人横浜市防火防災協会	会長
24	関連団体	八木 繁雄	公益社団法人相模原市防災協会	理事長
25	関連団体	大島 英治	財団法人神奈川県消防協会	会長
26	関連団体	高橋 圓	(社)神奈川県危険物安全協会連合会	専務理事

3 新法人の新理事について

平成24年12月20日開催の平成24年度第3回評議員会において「移行後の役員の選任について」平成25年4月1日の登記という停止条件付で任期については様々ですが、以下の方々が選任されました。

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会の理事

番号	役職	区分	氏名	所属	所属役職
1	理事長	消防用設備・機器	西津 英二	(株)栄広プロビジョン	代表取締役
2	副理事長	電気設備	山口 宏	(社)神奈川県電業協会 (株)共栄社	理事長 代表取締役社長
3	副理事長	管工事・空調	佐々木靖太	神奈川県管工事協同組合連合会 太建工業(株)	会長 代表取締役社長
4	理事	消防用設備・機器	相澤 輝幸	ニッタン(株)横浜支店	支店長
5	理事	消防用設備・機器	小倉 龍彦	宮田工業(株)	取締役 営業本部長
6	理事	消防用設備・機器	佐野 啓治	ホーチキ(株)横浜支店	支店長
7	理事	消防用設備・機器	清水 健男	神奈川県消防防災協同組合 ニッショウ機器(株)	代表理事 代表取締役
8	理事	消防用設備・機器	竹洞 勉	防災かながわ協同組合 (株)東弘商会	代表理事 代表取締役社長
9	理事	消防用設備・機器	原 祐二	能美防災(株)横浜支社	支社長
10	理事	電気設備	十八日義雄	トヨタカ電気(株)	代表取締役社長
11	理事	電気設備	名取 隆司	ナトリ電設(株)	代表取締役
12	理事	管工事・空調	金子 繁夫	神奈川県管工事協同組合連合会 (株)金子工業所	理事 代表取締役
13	理事	公社・協会	石部 裕通	(社)神奈川県経営者協会	専務理事
14	理事	公社・協会	福元 幸徳	(財)川崎市消防防災指導公社	理事長
15	理事	消防用設備・機器	河本 俊二	(株)河本総合防災	代表取締役社長
16	常務理事	公社・協会	相田 博	(財)神奈川県消防設備安全協会	事務局長
17	監事	消防用設備・機器	坂口 高雄	(株)マルヤマ	代表取締役
18	監事	電気設備	座喜味正裕	神奈川県電気工事工業組合	事務局長
19	顧問	消防用設備・機器	黒澤 貞夫	相日防災(株)	取締役会長

消防機関から

防火管理制度の見直しについて

鎌倉市消防本部

予防課長 佐藤 孝之

消防は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護しなければならないという崇高な任務を担っており、この使命を達成するためには、常に変化していく住民意識や社会情勢に的確にこたえていかなければならないと考えています。このような中、消防においては各種火災予防運動をはじめ様々な啓発活動を行っているところであるが、依然として火災は減少せず、原因についても人の不注意によるものが大半を占めている状況にあります。

平成13年の新宿歌舞伎町雑居ビル火災から11年が経ちましたが、わずか500平方メートル程度の雑居ビルで44名もの多数の犠牲者を出した衝撃的な報道は、脳裏に焼き付いています。その後も、カラオケボックスや個室ビデオ店での火災、高円寺の雑居ビル火災などが発生し、グループホームなどの小規模福祉施設でも長崎県、群馬県、札幌市と続き、残念なことに多くの死傷者を出しています。

これらの災害を踏まえ、今日まで防火管理者関連でも数々の法令改正が行われ、平成14年には施行令と規則改正により、令別表第1の16項イに対する自動火災報知設備の設置義務面積強化、立入検査時の時間制限・事前通告の廃止、罰金の引き上げ、防火対象物点検制度、消防計画の内容や共同防火管理の協議事項など防火管理の徹底が図られました。平成15年には、防火管理者の再講習について追加され、平成19年には、令別表第1の6項口の防火管理者選任義務が30人から10人となりました。

しかしながら、雑居ビルなどの複合用途の防火対象物については、基本的に複数の防火管理者が存在する共同防火管理制度の対象であるが、廊下や階段等の共有部分はだれが防火管理を行うのか対象物の中で防火管理体制の役割分担が明確でないのが現状でした。

今回の政令等改正の主な内容は、複数の管理権原者が存在する共同防火管理制度の拡充で統括防火管理者に対し、消防法上明確に位置づけられ選任届出や選任資格が示されたこと。全体の消防計画の作成が義務付けられ、当該消防計画に基づく建物全体の消火、通報及び避難の訓練を実施しなければならなくなったこと。廊下・階段等の共有部分や避難口など避難上必要な施設の管理業務が明確になったこと。当該防火対象物の各部分の防火管理者に対し必要な措置を講ずることを指示することができることとされました。

これらの改正内容を指導するのは、「管理について権原を有する者」でなければならず、それは「建築物等又はその部分における防火の管理に関する事項について、法律、契約又は習慣上当然行うべ

き者」とされており、それぞれ防火対象物の所有形態、管理形態、契約形態、利用形態などの実態を踏まえ、正当な「管理権原者」を見極め、総合的な判断をして適切どころへ指導を行うのは言うまでもないことです。権原ごとの防火管理者が選任され協議がされ、法令的な防火管理体制の確立ができている形に見えても、実質的な協議がなされていない場合などが多く、これらを運用する関係者の資質が向上されなければ、火災による被害の軽減はあり得ないものと考えます。防火管理者の資格にも、消防設備士のように減点方式の導入が出来たらと考えています。立入検査の時点で、消防訓練の未実施など消防計画の内容が実施されていない場合は減点を行い、累積点数によっては再講習の受講や資格の取り消しがあるというように、防火管理者の資格に重みを持たせてはどうかと思います。

消防機関としては、増大複雑化する防火対象物において、防火・人命安全対策の徹底を図る観点から立入検査等を実施し、事業所関係者全員の防火に関する意識を高めるなど火災予防へのたゆまぬ努力を行っているところですが、依然として防火管理者の未選任対象物や違反對象物は後を絶たず、関係者における防火に対する認識不足から思うような改善が図られていないのが現状であります。行政指導により違反を是正しないものに対しては、違反状況に応じ、警告をはじめとする違反処理を実施し、違反が全く是正されない場合や繰り返し違反が行われる場合など、悪質なものと及び火災危険性が特に高いものについては、時機を失することなく措置命令を発動するなどして適切な違反是正措置を実施することが、国民の安全安心の確保に繋がると考えています。

業界通信

平成25年度消防法施行令等改正予定に基づく 屋内消火栓関連の改正内容について

株式会社 横井製作所

開発部 渡部 健治

平成24年12月28日、消防庁よりパブリックコメント募集案件として、「消防法施行令の一部を改正する政令案」・「消防法施行規則の一部を改正する省令案」が発表され、同時に「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準案」が明らかにされました。以下の内容は、この発表時点での改正案に基づく、屋内消火栓設備関連の改正内容についての簡単な説明です。これ以外にも多岐にわたる改正であること及び公布時に一部変更になる可能性があることに留意願します。

● 検定対象品目から自主表示品目への移行

消防用ホース・消防用ホースに使用する結合金具（ねじ式・差込式）が該当します。

● 日本消防検定協会の「鑑定」の廃止に伴う関連改正

易操作性1号消火栓・2号消火栓・補助散水栓・スムーズノズル・管そう・媒介金具・スタンドパイプ・易操作噴霧ノズル等が該当し、一部は消防庁長官告示（次項）により認定へと移行します。

● 「屋内消火栓設備の屋内消火栓の基準」の全面改正

従来、(財)日本消防設備安全センターで認定として行われた消火栓開閉弁の技術基準（消防庁長官告示）を全面改正し、「開閉弁の基準」に加えて「ノズル」・「ホースと結合金具の装着部」・「消火栓の操作性（簡易操作型放水用設備に限る）」等に係る基準（従来鑑定として試験されていたものを含む）を統合して告示基準とするものです。

今回の一連の改正案の中で、新たに「広範囲型2号消火栓（仮称）」が法的に定義され設置可能となります。これは、「初期消火器具等のユニバーサルデザインに関する調査研究会」「予防行政のあり方に関する検討会」等で、設置済みの1号消火栓をより操作の容易な1人操作性消火栓（告示では簡易操作型放水用設備と呼ぶ）に改修可能とすることを念頭に基準化されたものです。簡単に既存消火栓との対比を次に示します。

神奈川県 消防設備会報

消火栓名称	1号消火栓	易操作性 1号消火栓	広範囲型 2号消火栓	2号消火栓	補助散水栓
設置対象 防火対象物	屋内消火栓設置対象		工場・倉庫・準危険物施設を除く 屋内消火栓設置対象		スプリンクラー 設置対象
操作性	2人操作	1人操作			
ポンプ起動	手動	ホースの延長操作等と連動			SP設備
放水圧下限	0.17MPa			0.25MPa	
最低放水量	130ℓ / 分		80ℓ / 分	60ℓ / 分	
放水圧上限	0.7MPa				1.0MPa
水源の水量	2.6㎡ X 個数		1.6㎡ X 個数	1.2㎡ X 個数	
ホース操作力		200N 以下	100N 以下		
放水反力		200N 以下			
防護半径 ^{注1}	25m			15m	
開閉弁*	40A	30A	25A ^{注2}	25A	
ノズル*	φ13直射	棒状噴霧切替 射程7m以上		直射 射程10m以上	
ホース* ^{注1}	40AX15m 平ホース2本	30AX30m 保形ホース	25AX30m 保形ホース	25AX20m 保形ホース	

注1：消防用ホースの長さは、今回の改正で当該防護範囲の各部分に有効に放水できる長さとする事が追記されました。

注2：1号消火栓から改修する場合は、40A開閉弁（既設を流用）とする場合があります。

*は、消火栓メーカーの標準品を示すもので、法規制ではありません。

施行期日等の予定

今回の一連の改正（屋内消火栓関連に限る）については、以下の日程で実施が予定されています。

	平成25年4月1日	平成25年10月1日	平成26年4月1日
消防用ホース・結合金具 自主表示へ移行	公布	注3	施行
消火栓 鑑定廃止認定移行	平成25年3月31日 鑑定廃止	注4	告示施行
広範囲型2号消火栓	公布	施行	

注3：平成26年3月31日までは、現行の検定品にて対応可能

注4：鑑定廃止後認定移行までの間は、従来の基準（消防庁予防課長通知）にて、消火栓製造メーカーが、日本消防検定協会に対し受託評価試験を依頼の予定（型式番号等は従来のままを予定しています）

*広範囲型2号消火栓は、平成25年10月1日より認定受検が可能となり、設置工事・改修工事に使えるようになります。

平成24年度各種講習会の結果概要(中間)

平成24年12月末日までの各種講習会の実施状況は次のとおりです。

◆ 消防設備士法定講習

消防設備士の免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内、またはその講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講する講習で、神奈川県からの委託を受けて実施しました。

種 別	実 施 日	受講者数
消火設備(1・2・3類)	10/2, 10/18 11/7, 11/13	653
警報設備(4・7類)	10/3, 10/10, 10/16 11/8, 11/14, 11/20	953
避難設備・消火器(5・6類)	10/4, 10/11, 10/17 11/6, 11/15	768
計	15回	2,374

◆ 消防設備士受験準備講習

消防設備士試験を受験しようとする方を対象に、関係法令・機能構造等に関する講習を協会の自主事業として実施しました。

種 別	実 施 日	受講者数
1 類	7/24, 7/25	13
4 類	7/24, 7/26	17
6 類	7/24, 7/27	13
計	4回	43

◆ 消防設備点検資格者本講習

消防設備点検資格者の資格を取得するための講習で、(財)日本消防設備安全センターからの委託を受けて実施しています。

1種実施日	6/5～6/7	11/27～11/29	3/5～3/7	受講者合計
受講者数	80	97	—	177
2種実施日	6/12～6/14	12/12～12/14	3/12～3/14	受講者合計
受講者数	84	106	—	190

※再考査者は受講者数に含めていません。

1種・2種合計 367

◆ 消防設備点検資格者再講習

消防設備点検資格者免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の期間に該当する方を対象とした講習で、(財)日本消防設備安全センターからの委託を受けて実施しています。

第1種

実施日	5月16日	5月29日	8月2日	2月7日	2月14日	受講者合計
受講者数	165	141	126	—	—	432

第2種

実施日	5月17日	5月30日	8月3日	2月8日	2月15日	受講者合計
受講者数	166	148	135	—	—	449

1種・2種合計 881

◆ 蓄電池設備整備資格者講習

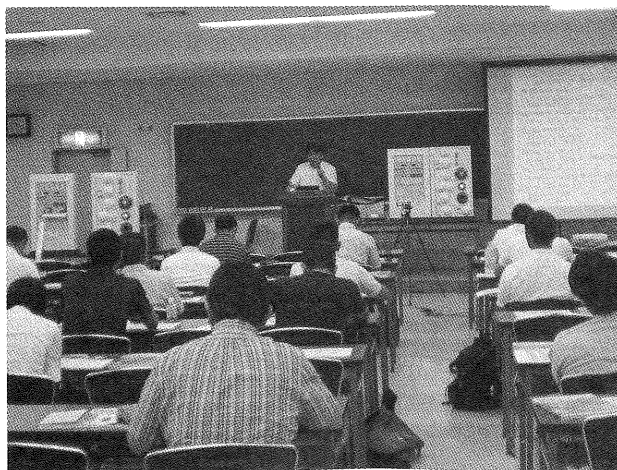
蓄電池設備整備資格者の資格を取得するための講習で、(社)電池工業会からの委託を受けて実施しました。

実施日	12月5日、6日	受講者数	201
-----	----------	------	-----

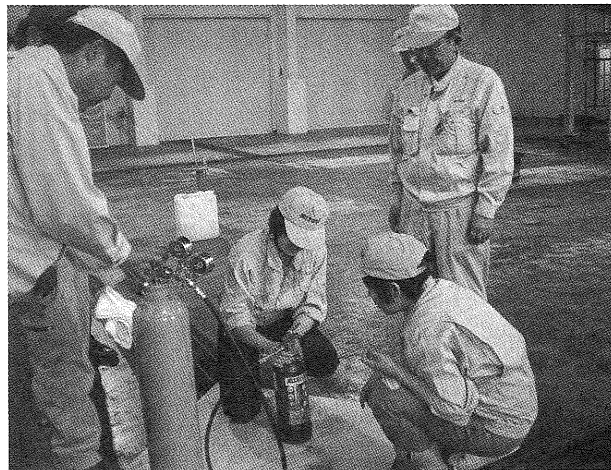
◆ 消防設備実技・実務研修会

消防用設備等の点検・整備業務に従事する方を対象に、技能の向上及び点検済表示制度の推進を図ることを目的に、協会の自主事業として実施しました。

研修内容	研修日	協力事業所	受講者数
		会場	
自火報実務研修	9月7日	ニッタン株式会社	49
		電気工事会館	
消火器実技研修	9月19日	宮田工業株式会社	22
		(同上)研修室及び実験棟	



自火報実務研修 (ニッタン株式会社)



消火器実技研修 (宮田工業株式会社)

◆ 防火管理講習

防火管理者の資格を取得するための講習で、平成16年度より(財)日本防火協会からの委託を受けて実施しています。

(1) 甲種防火管理講習

月 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実施日	26・27	10・11 22・23	25・26	10・11 19・20	7・8 28・29	5・6 27・28
受講者数	159	411	189	364	222	283

月 別	10月	11月	12月	1月	2月	3月	受講者合計
実施日	25・26	1・2	20・21	23・24	1/31・1 26・27	27・28	
受講者数	169	174	127	—	—	—	2,098

※上記以外に(財)日本防火協会担当で6月、9月、12月に講習会を行っています。

(2) 甲種防火管理再講習

実施日	2月5日	3月1日	受講者合計
受講者数	—	—	—

※上記以外に(財)日本防火協会担当で6月、9月に講習会を行っています。

◆ 防災管理講習

防災管理者の資格を取得するための講習で、平成21年度より(財)日本防火協会からの委託を受けて実施しています。

(1) 防災管理講習

実施日	5月8日	6月15日	1月17日	受講者合計
受講者数	70	71	—	141

(2) 防火・防災併催講習

実施日	7月 2・3日	9月 13・14日	11月 21・22日	2月 21・22日	受講者合計
受講者数	150	184	229	—	563

消防設備点検資格者
本講習(資格取得)受講案内

実施機関：(財)日本消防設備安全センター

受託機関：(財)神奈川県消防設備安全協会

受講資格と証明

- 1 講習は、次の15項目の受講資格のうちのいずれかに該当しなければ受けることができません。受講を希望する人は、それぞれの資格に応じて必要な証明書類を用意してください。
- 2 受講資格を偽って申請した場合には、免状を取得してもその資格は消防法施行規則第31条の6第7項第5号の規定により喪失します。

受 講 資 格	必要な証明書類
1 甲種又は乙種の消防設備士 2 第1種又は第2種電気工事士 3 1級又は2級の管工事施工管理技士 4 水道布設工事監督者の資格を有する者 5 建築設備検査資格者、特殊建築物等調査資格者又は昇降機検査資格者 6 1級又は2級の建築士 7 技術士の第2次試験に合格した者（機械部門、電気・電子部門、化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係るものに限る。） 8 第1種、第2種又は第3種の電気主任技術者 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※電気事業法（昭和39年法律第170号）附則第7項により電気主任技術者免状の交付を受けているとみなされている者は該当します。 </div>	免状等の写し (コピー等)
9 1級、2級又は3級の海技士（機関） 10 建築基準適合判定資格者検定に合格した者 11 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について5年以上の実務の経験を有する者 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※実務の経験とは、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備を主たる業務としたものをいい、次にかかげるものは含まれません。 (1) 消防用設備等のうち、簡易消火用具（水バケツ、水槽、乾燥砂など）又は非常警報器具（携帯用拡声器、手動式サイレンなど）に関する整備等 (2) 屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備のホース、ノズル、ヒューズ類、ネジ類等部品の交換、消火栓箱、ホース格納箱等の補修その他これらに類する軽微な整備 (3) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設計 (4) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事の管理監督 (5) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の機器製造又は販売 </div>	1 実務経験の証明 2 被保険者記録照会回答票の写し（実務の経験となる勤務先名称、在職期間を証明できる内容が記載されているものに限る。）（注1） この証明書類で勤務先の在職期間が証明できない場合は、労働基準法第107条に基づく労働者名簿の写しに勤務先の代表者の署名及び押印した書類（注2）

<p>(6) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の附属機器製造又は販売 (7) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検</p>	
<p>12 消防行政に係る事務のうち消防用設備等に係る事務に関し1年以上の実務経験を有する者</p> <p>※消防行政に係る事務とは、国若しくは都道府県の消防行政担当課又は市町村の消防機関の予防行政等に係るものをいいます。</p> <p>13 建築行政に係る事務のうち建築物の構造及び建築設備に係る事務に関し2年以上の実務経験を有する者</p> <p>※建築行政に係る事務とは、国、都道府県又は市町村の建築行政に係るものをいいます。</p>	<p>実務経験の証明</p>
<p>14 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科を修めて卒業した後、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について1年以上の実務の経験（前11の実務の経験と同じ。）を有する者</p> <p>15 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科を修めて卒業した後、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について2年以上の実務の経験（前11の実務の経験と同じ。）を有する者</p>	<p>1 学校の卒業証明書（卒業証書のコピー等も可）</p> <p>2 実務経験の証明</p> <p>3 被保険者記録照会回答票の写し（実務の経験となる勤務先名称、在職期間を証明できる内容が記載されているものに限る。）（注1）</p> <p>この証明書類で勤務先の在職期間が証明できない場合は、労働基準法第107条に基づく労働者名簿の写しに勤務先の代表者の署名及び押印した書類（注2）</p>

（注1）「被保険者記録照会回答票の写し」について

「被保険者記録照会回答票の写し」は、受講資格欄の11、14又は15に該当する資格で講習を受講しようとする場合に、実務経験となる勤務先名称及び在職期間を証明するためのものです。

「被保険者記録照会回答票」

年金事務所で発行される厚生年金等の加入期間を確認するための書類

入手方法

- 1 日本年金機構、年金事務所の窓口で直接取得
基礎年金番号及び本人確認証明（運転免許証など）、印鑑が必要となります（無料）。委任状による代理人での申請も可能です。詳細は、ねんきんダイヤル（0570-05-1165）又はお近くの年金事務所にお問い合わせください。
- 2 ねんきんダイヤル（0570-05-1165）による取得
基礎年金番号が必要となります。本人確認のための質問があり、おおむね3週間程度で郵送されます。

（注2）「労働者名簿の写し」について

「被保険者記録照会回答票の写し」において実務経験となる勤務先の在職期間を証明できない場合は、「労働者名簿」の写しに代えることができます。この「労働者名簿」は、使用者が各事業場ごとに労働者の数に関係なく全ての労働者について作成することとされています。その「労働者名簿」（勤務先によっては、社員カード、個人台帳等の場合があります。）の写しの欄外に勤務先代表者の証明欄を作成し、必要事項を記入のうえ、押印してください。

講習日程

消防設備点検 資格者講習 (資格所得)	種	月 日		定員	場 所
	1	平成24年度 (平成25年)	3月5日(火)・6日(水)・7日(木)		150
2	3月12日(火)・13日(水)・14日(木)		150	神奈川県電気工事会館	

申請期間 第1種、第2種とも平成25年1月15日～2月14日、申請方法 持参または郵送（定員に達していない場合は申請期間を過ぎてでも受付しますので、お問合せください）

※申請書は（財）日本消防設備安全センターのホームページよりダウンロードできます。

URL：<http://www.fesc.or.jp/jukou/setsubi/kousyu/tebiki0.html>

平成25年度消防設備点検資格者再講習日程

	講習月日	定員	講習会場
第1種	平成25年 4月 18日 (木)	150	電気工事会館
第2種	4月 19日 (金)	150	
第1種	4月 23日 (火)	150	
第2種	4月 24日 (水)	150	
第1種	7月 8日 (月)	150	
第2種	7月 9日 (火)	150	
第1種	7月 10日 (水)	150	
第2種	7月 11日 (木)	150	
第1種	平成26年 2月 13日 (木)	150	
第2種	2月 20日 (木)	150	
第1種	2月 14日 (金)	150	
第2種	2月 21日 (金)	150	

※免状の交付を受けた最初の4月1日から5年以内の期間に該当する方が対象となります。

受講対象の方には（財）日本消防設備安全センターから「再講習受講案内」が送付されます。
(住所変更をされた方は速やかに手続きを行ってください)

免状に記載されている有効期限にあわせて講習会を設定していますので、申請期間を確認し受講申請を行ってください。

尚、免状は即日公布です。そのため申請期間を過ぎてから受付した方は、新免状を郵送（簡易書留）するため380円分の切手が必要となります。

点検現場からの報告

点検推進指導員の立会いを受けて

医療法人 中村会

介護老人保健施設 あさひな

事務長 鬮 昌 敏

私ども、「介護老人保健施設あさひな」は横浜横須賀道路朝比奈インター脇に平成15年10月1日に開所致しました。

相武隧道手前の高台に立地し、周りを緑に囲まれ、自然豊かで風光明媚な恵まれた環境の下に、1階（認知症棟）40名、2階（一般棟）57名、3階（一般棟）55名、計入所定員152名、地下は厨房他、職員用食堂及びロッカールームとなっています。

その他通所リハビリ（デイケア）には毎日40名前後のご利用者の皆様にご利用いただき、総面積5,880㎡の建物に厨房委託業者の職員を含め、約90名の職員が毎日勤務しています。

ピーク時には、身動きの不自由な方も含め280名～290名の方が建物内に在籍していることとなります。

入所者や職員の安全を確保する為の訓練や、消防設備点検を法定に従い行うことにより、当施設の建物は構造や消防設備の充実から安全性は非常に高いものと考えていました。

そんな時でした、初めて消防設備点検推進指導員の方の来訪を受け、無資格の設備点検事業者や設備点検の手抜き、不備等が数多くあるとの話から立会いをお願いすることにいたしました。

当初は、消防署の立入検査と同様に厳しいチェックや指導等を伴うものと覚悟していましたが、実際には違っていました。

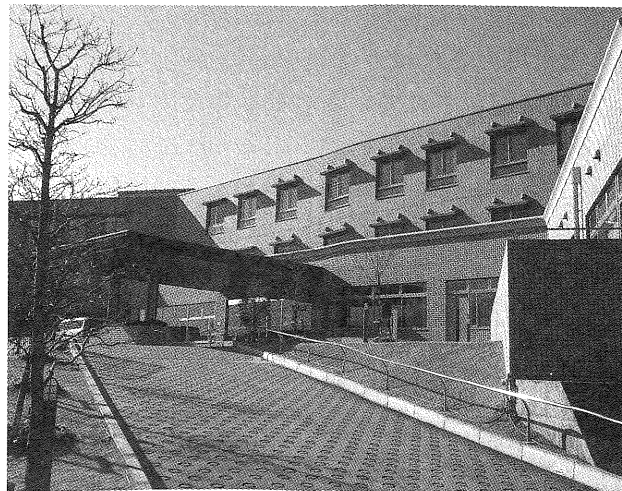
適正な消防設備点検に特化し、設備点検事業者の資格確認、点検手順、内容、状況等を確認した上で、様々な相談にも乗っていただき、また適切なアドバイスもしていただけることにより、安心して消防設備点検をお願いすることが出来るようになりました。

また、消防設備点検業者の質の向上にも繋がっていると思っています。

余談ですが、過去に4回消防隊の出動を受けました。

入所者が間違えて通報ボタンを押してしまった、バルサンを炊いて煙感知器が作動してしまった、煙感知器に向かって殺虫剤を噴霧してしまった、今年の夏には厨房の洗浄室の水蒸気の熱気により熱感知器が作動し出動があったものでした。いずれも消防隊の皆様には大変なご迷惑をおかけしましたが、正直、正常な消防設備の稼働を確認することが出来ました。

点検推進指導員の皆様、これからもご指導よろしくお願ひいたします。



介護老人保健施設 あさひな

——点検済表示制度の推進キャンペーン——

点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を!!

当協会における「消防用設備等点検済表示制度」の実施状況は、他県の実施状況と比較し十分といえない結果です。神奈川県は、人口数、業態対象物数及び消防用設備等設置義務対象物状況から見て東京都に次ぐ規模になっています。平成23年度ラベル交付枚数は、900,010枚で前年の22年度より60,000枚の減少でした。平成24年度12月末の交付状況は、23年度と同様で横ばいの状況となっています。

従って、当協会の経営状況も厳しい環境下におかれています。

当協会では、このような状況を踏まえこの制度の一層の充実を図るために、各種事業を推進しているところであり、県下消防機関に対しても、この制度の推進についてなお一層の協力を要請しているところでもあります。

平成24年度この制度に係る主な推進事業は、

- ①制度推進のため、なお一層の普及啓発事業
- ②点検済証（ラベル）未交付登録会員への協力要請
- ③防火対象物点検時の点検推進指導員派遣

などを実施しております。

点検済表示登録会員の皆様には、点検を終了したら、必ず「全国共通ラベル」を貼付して下さい。

点検済表示登録会員数

区 分	平成24年 3 月末会員数	平成24年10月末会員数
1号表示会員	255	253
2号表示会員	14	14
合 計	269	267

——消火器用——



——消火器以外の設備用——



防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内

表示の種類：防火基準点検済証 防火優良認定証 防火自主点検済証
防災基準点検済証 防火・防災基準点検済証
防災優良認定証 防火・防災優良認定証

■防火管理・防災管理の実施状況に対する定期点検報告制度

◆防火対象物定期点検報告制度

一定用途・規模の建物では防火対象物定期点検報告制度が義務化され、平成15年10月から施行されています。

点検報告義務者：防火対象物の管理権原者

点検の実施者：防火対象物点検資格者（登録講習機関の講習を受けて資格取得）に行わせる。

対象となる建物：消防法施行令別表第1の用途ごとに収容人員・延べ面積・構造等に応じて要否が定められています（消防法施行令第4条の2の2参照）。

点検の期間：1年に1回（報告も同じ）

罰 則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます（消防法第44条第11号、第45条第3号参照）。

◆防災管理定期点検報告制度

大規模建築物等では大規模地震等に備えて自衛消防組織を設置する等の防災管理業務が義務化され、同時に防災管理業務の実施状況に対する点検報告が義務化されました（平成21年6月1日施行）。

点検報告義務者：防災管理対象物の管理権原者

点検の実施者：防災管理点検資格者（登録講習機関の講習を受けて資格取得）に行わせる。

対象となる建物：用途・階数・延べ面積によって定められています（消防法施行令第46条、第4条の2の4参照）。

点検の期間：1年に1回（報告も同じ）

罰 則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます（消防法第44条第11号、第45条第3号参照）。

■点検済表示制度

◆防火基準点検済証

防火対象物点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

◆防災基準点検済証

防災管理点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

◆防火・防災基準点検済証

防災管理点検の対象となる建築物等で防火対象物点検の対象でもあるものは、両方の点検を同時に行い、それぞれの点検基準に適合している場合に、この表示ができます。



■点検報告の特例制度と表示

◆防火対象物定期点検報告義務の免除と表示

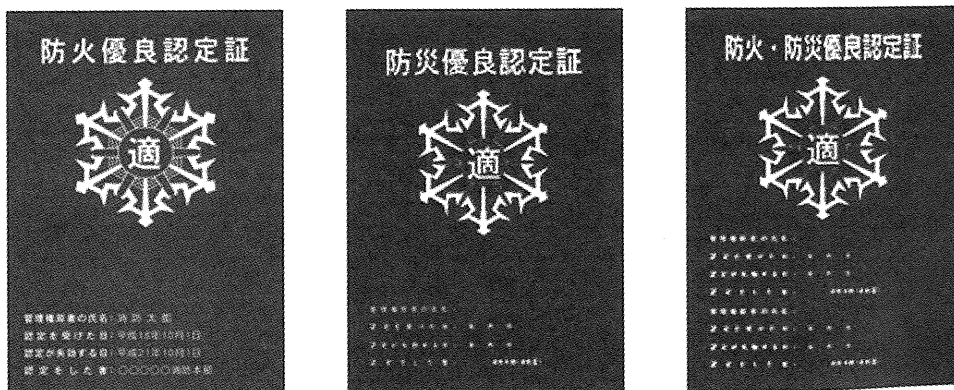
防火対象物定期点検報告が必要な建物で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関（に申請し）検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防火優良認定証を表示することができます。

◆防災管理定期点検報告義務の免除と表示（H24. 6. 1から適用）

防災管理点検報告が必要な建築物等で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関（に申請し）検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防災優良認定証を表示することができます。

◆防火・防災優良認定証の表示（H24. 6. 1から適用）

防火対象物点検報告の特例及び防災管理点検報告の特例の認定を同時に受けた場合には、防火・防災優良認定証を表示することができます。



■防火自主点検済証

◆防火自主点検制度

従来の“適マーク制度”の対象であった旅館ホテル等のうち、防火対象物定期点検制度の適用対象外となったものについて、点検済みの表示を希望する場合には、自主的に点検をし、その結果を消防機関に報告し、消防法令違反がなければ防火自主点検済証(1年ごとに更新)を表示できます。



防火対象物点検資格者による点検の場合はこのマークが添付された表示(左側の表示)となります。

■表示までのフロー

●防火基準点検済証、防災基準点検済証、防火・防災基準済証、防火自主点検済証

消防機関へ点検結果報告 → 報告書副本返戻 → 協会へ表示の購入申込み → 協会から請求書発行(代金支払い) → 納品 → 表示

●防火優良認定証、防災優良認定証、防火・防災優良認定証

消防機関へ特例認定申請 → 消防機関による検査 → 認定通知 → 協会へ表示の購入申込み → 協会から請求書発行(代金支払い) → 納品 → 表示

■表示の種類と頒布価格

表示の種類		仕様 ([1]~[9]の説明)		価格
防火基準点検済証	A=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	[1]	[1]=厚4mm・重380g・文字プレート差込式	3,150円
	B1=壁掛式(額縁込)	[2]	[2]=厚3mm・重610g・文字刻印式	5,250円
	B2=B1の額縁不要のもの	[3]	[3]=厚3mm・重230g・文字刻印式	3,570円
	N=壁貼付式	[4]	[4]=厚1mm・重110g・文字シール式・塩ビ	1,500円
防火優良認定証	L=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	[5]	[5]=厚3mm・重280g・文字刻印式	3,700円
	M1=壁掛式(額縁込)	[2]	[6]=厚5mm・重380g・文字プレート差込式	5,700円
	M2=M1の額縁不要のもの	[3]	(資格者点検証あり)	3,700円
防災基準点検済証	I=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	[5]	[7]=[6]と同じ(資格者点検証なし)	3,700円
	J1=壁掛式(額縁込)	[2]	[8]=縦5.5cm・横20cm	5,700円
	J2=J1の額縁不要のもの	[3]	[9]=縦4cm・横17.5cm	3,700円
防火・防災基準点検済証	O=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	[5]		3,700円
	P1=壁掛式(額縁込)	[2]		5,700円
防災優良認定証	P2=P1の額縁不要のもの	[3]		3,700円
	Q=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	[5]		3,700円
防火・防災優良認定証	R1=壁掛式(額縁込)	[2]		5,700円
	R2=R1の額縁不要のもの	[3]		3,700円
	X=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	[5]		3,700円
防火自主点検済証	Y1=壁掛式(額縁込)	[2]		5,700円
	Y2=Y1の額縁不要のもの	[3]		3,700円
文字プレート	F=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	[6]		3,150円
	G=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	[7]		800円
	H=A用	[8]		
	H=F・G用	[9]		

備考

- サイズ: A4 (縦297mm 横210mm/F-Gは210mm×210mm)
- 材質: 表面=透明アクリル、背面=塩化ビニール(N=透明塩化ビニール)
- 価格: 文字記入の費用及び消費税が含まれています。
- 送料: 別途必要です(文字プレート(H)のみ購入時は無料)。
- B1・M1・J1・P1・R1・Y1: 額縁とセットとなっています。
- B2・M2・J2・P2・R2・Y2: 手持ちの額縁がある場合にご利用ください。

- 壁掛式: 背面に壁掛け用の紐があり、スタンド用の脚がないものです。壁貼付式: 裏面に両面テープがついており、ご自分で貼るものです。スタンド式: 裏面にスタンド用の脚が付いています。
- A・F・G: 文字の部分がプレート差込式(文字プレート(H)を使用)となっています。
- H: 1年ごとの更新時にご利用ください(初回購入時は本体に含まれています)。

■購入方法等

申込方法：購入申込書に必要書類を添えて、協会へ FAX にてお申込みください。

⇒防火基準点検済証、防火自主点検済証・・・・・・・・様式1 + 別紙1 + 必要書類

⇒防火優良認定証・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式2 + 別紙2 + 必要書類

⇒防災基準点検済証、防火・防災基準点検済証・・・様式3 + 別紙3 + 必要書類

⇒防災優良認定証、防火・防災優良認定証・・・・・・・・様式4 + 別紙4 + 必要書類

納 期：入金確認後2週間程度を要します。

支払方法および送料：銀行振込（前払い）

申込受付後、協会から請求書を送付します。

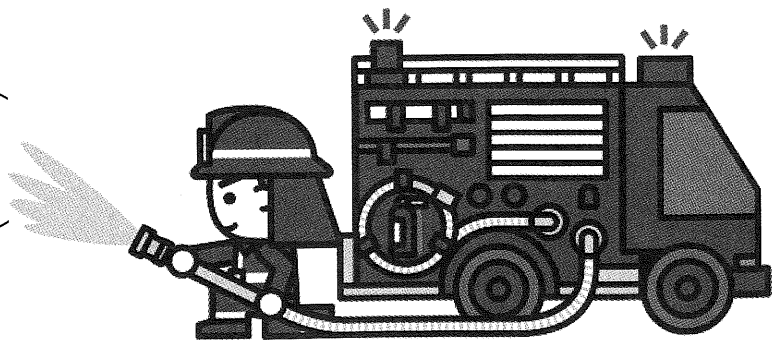
送料については、お問合わせ下さい。

申込用紙：当協会のホームページよりダウンロードして下さい。

URL：http://www.02-ksk.or.jp

— 2012年度全国统一防火標語 —

消すまでは
出ない行かない
離れない



消防機関別防火セイフティマーク頒布状況

平成24年4月～平成24年11月末現在

	防火優良 認定証	防火基準 点検済証	防火自主 点検済証	防災優良 認定証	防災基準 点検済証	防火・防災 優良認定 証	防火・防災 基準点検 済証	計
横浜市消防局	6	8	2		1	1		18
川崎市消防局	4	2	2			3	2	13
相模原市消防局	6	1			1	1		9
横須賀市消防局	12	2						14
平塚市消防本部								
鎌倉市消防本部		1	2					3
藤沢市消防本部	1	3	3					7
小田原市消防本部								
茅ヶ崎市消防本部	3							3
逗子市消防本部								
三浦市消防本部	1	4	1					6
秦野市消防本部	1							1
厚木市消防本部								
大和市消防本部	2		1					3
伊勢原市消防本部	3		1					4
海老名市消防本部								
座間市消防本部								
綾瀬市消防本部								
葉山町消防本部		1						1
寒川町消防本部								
大磯町消防本部								
二宮町消防本部	1							1
箱根町消防本部	13	7	1					21
湯河原町消防本部	3	2	2					7
愛川町消防本部								2
足柄消防組合消防本部	1		1					
合 計	57	31	16		2	5	2	113

※ただし、防火基準、防火自主については文字プレート（H）を除く。

〈平成24年7月以降の主な通知〉

発 番 号	日 付	発 信 者	標 題
消防予第246号	7月3日	消防庁予防課長	「平成24年度住宅防火防災推進シンポジウム」(消防庁)の開催について
消防予第264号	7月4日	消防庁予防課長	「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」に係る支援対象者への周知及び申請支援の強化について
消防予第302号	7月23日	消防庁予防課長	「住宅防火・防災キャンペーン」(消防庁主催)の実施について
消防予第308号	7月31日	消防庁予防課長	「住宅用火災警報器の設置率の推計結果(平成24年6月1日時点)」について
事務連絡	8月31日	消防庁予防課	「住宅防火・防災キャンペーン」実施に伴う情報提供について
事務連絡	9月18日	消防庁予防課	住宅防火対策推進協議会による「平成24年度高齢者等への住宅防火対策モデル事業」の実施について
事務連絡	10月2日	消防庁予防課	ホテル・旅館等に係る緊急調査の結果について
消防予第388号	10月19日	消防庁次長	消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について
消防予第389号 消防技第60号	10月19日	消防庁予防課長 消防庁消防技術政策室長	消防法の一部を改正する法律等の運用について

(財)日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧表

刊行物注文書

(財)神奈川県消防設備安全協会 御中
下記の刊行物を注文いたします

発注者			
送り先	住所		
	会社名		TEL
	担当者		FAX

(定価は消費税込)

コード	刊行物名		注文部数	定価	金額	備考
消防設備士試験準備用テキスト						
1101	消防用設備六法			1,900		
1111	電気と機械の基礎知識			730		
1410	消防設備士受験直前対策	第1・2・3類用		1,040		
1411		第4・7類用		760		
1421		第5・6類用		690		
1431	消防設備等基本テキスト	消火設備編		2,860		
1441		警報設備編		2,950		
1451		避難・消火器編		2,330		
1461	<重要ポイント解説付> 消防設備士受験対策例題集	法令編		2,500		
1471		第1類		2,400		
1481		第4類		2,400		
1491		第6類		2,200		
一般参考図書						
1301	消防予防六法			5,000		
1311	機械器具等型式失効一覧			2,400		
1321	消防用設備等点検実務必携			3,880		
1331	消防用設備等試験実務必携			3,600		
1372	防火対象物・防災管理点検実務必携			3,500		
合計			部			

TEL 045-201-1908

振込み銀行 横浜銀行 本店

FAX 045-212-0971

普通預金：0093790

口座名義：(財)神奈川県消防設備安全協会

※振込み手数料はご負担願います。

※お振込み確認後宅配便（送料着払い）にて発送いたします。

新規会員のご紹介

協会会員（敬称略）

（平成24年1月以降）

入会月日	種別	事業所名	代表者	所在地
24年9月	賛助会員	社団法人神奈川県経営者協会	小 俣 一 夫	横浜市
24年10月	正会員	有限会社プロテック	長 南 麻由美	川崎市
24年11月	正会員	株式会社エルテックス AJ事業本部 川崎事業所	西 脇 俊 二	川崎市

表示登録会員（敬称略）

（平成24年1月以降）

入会月日	種別	事業所名	代表者	所在地
24年10月	正会員	有限会社プロテック	長 南 麻由美	川崎市
24年11月	正会員	株式会社エルテックス AJ事業本部 川崎事業所	西 脇 俊 二	川崎市

◆ 事務局だより ◆

◎ 編集後記

保守点検業務の消防機関・防火管理者・点検業者三位一体となった関係をベースとした適正な保守点検の実施方策について、自説を秋田県・茨城県で話した。論考はさらに、業界の在り方について、言及してゆく。

愚痴は詮方ない。今営んでいる業者の多数派とともに、点検済表示制度を推進する以外にないのだ。

そんな私に、素晴らしいクリスマスプレゼントがあった。点検済票の協同組合受注の新しい申し出があったのだ。点検済票の普及を至上命題とする私にとって、今年の最低制限価格の導入に次ぐビックニュースであった。

果たして、今年度は、総売り上げ枚数が、100万枚の大台に復帰するだろうか。

防火対象物の消防設備等点検時に 点検推進指導員を派遣する制度について

当協会では、平成21年度から公益事業を更に強化するために県内の防火対象物における消防設備等点検業務に対し、協会職員である点検推進指導員を無償で派遣し業務に立合う制度を実施して県民の「安心・安全」をご支援いたします。

点検推進指導員の派遣立会制度の流れ

点検立会の依頼

*点検立会の依頼は、建物オーナー・防火管理者及び点検事業者から依頼します。

点検立会確認書

*保守・点検実施状況を確認する。

点検立会確認書の通知

*保守・点検実施状況を確認し確認書を建物オーナー・点検事業者及び消防長又は消防署長に通知します。

掲載・広報

*保守・点検実施に立会った結果、点検が誠実かつ適正に行われていると認められた事業所を当協会のホームページ上に掲載する。

*防災・広報紙等に掲載し点検事業者の「信用・信頼」を高めます。



財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地

(シルクセンター4階408号室)

TEL (045) 201-1908

FAX (045) 212-0971

<http://www.02-ksk.or.jp/index.html>